

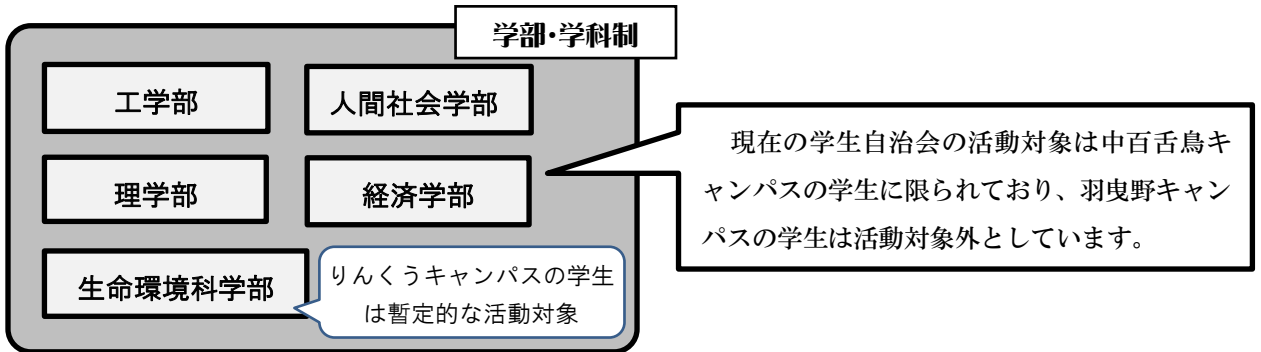
# 自治会 BEFORE AFTER

来年度の学域・学類制導入に合わせて学生自治会も変わらなければなりません。このページでは、現在の学生自治会と、新学生自治会を比較して、どのように学生自治会が変わっていくのか解説します。

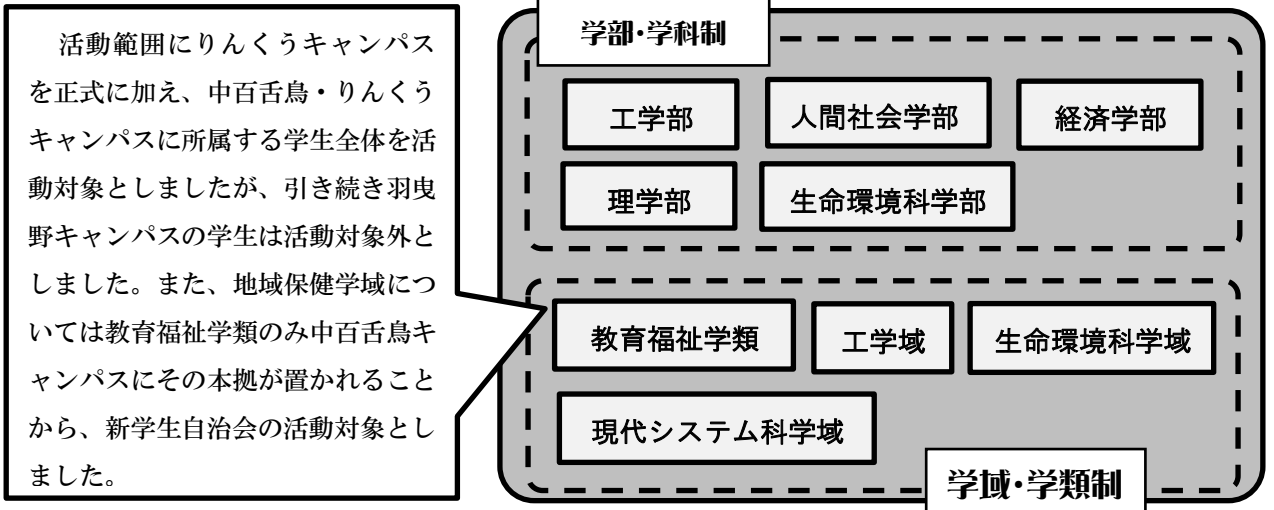
## Q、そもそも、どうして学生自治会が変わらないといけないのか？

現在の学生自治会の規約・組織体制では、活動対象範囲は学部・学科の学生のみであるため、学域・学類の学生は活動対象外になります。また、りんくうキャンパスが創設された際に学生から「りんくうキャンパスにも学生自治組織は必要」という声があったため、暫定的に活動対象としていますが、正式な対象というわけではありません。このように、現行の学生自治会の規約・組織体制のままでは、りんくうキャンパスの学生や学域・学類生に対して十分活動を行うことができません。そこで、規約及び組織の改編を行い、十分な活動を行えるようにする必要がありました。なお、新規約の全文及び新組織案は学生自治会ウェブサイトにて公開していますので、そちらもご覧ください。

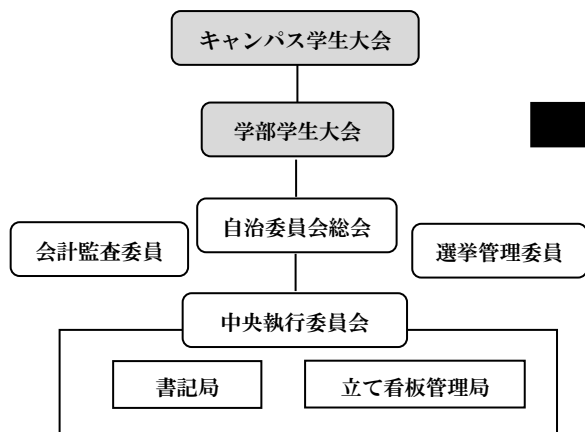
## 現学生自治会の活動対象範囲



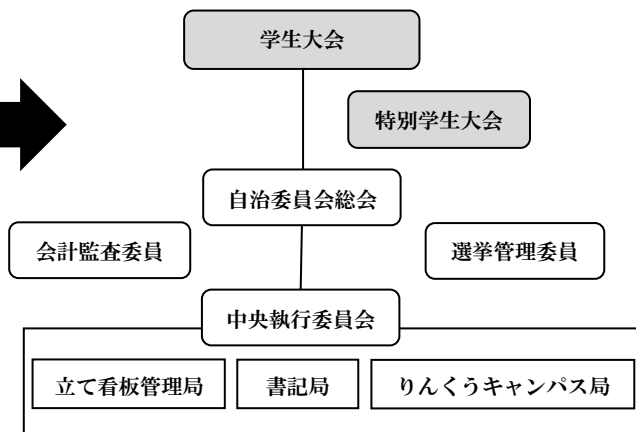
## 新学生自治会の活動対象範囲



## 現学生自治会組織構造



## 新学生自治会組織構造



新学生自治会では、上図のような組織構造に変更します。

両キャンパスに所属する学域・学類ごとの学生自治も行えるように特別学生大会を設置し、両キャンパスの全学生の意思決定の最高機関として、学生大会を設置しました。また、りんくうキャンパス局（P.11「りんくうキャンパスについて」参照）を中央執行委員会に所属させる形で設置予定です。

### ◇学生大会◇

学生大会は、非常設の最高議決機関です。これは学生自治会の活動において、特に重要な事項で中百舌鳥・りんくう両キャンパスを合わせた全学生の意志を決定する必要がある場合開催します。

### ◇特別学生大会◇

特別学生大会は、学生大会に次ぐ非常設の議決機関であり、特に学生自治会の活動において、重要な事項で、対象学類の学生の意志を決定する必要がある場合開催します。

（例：機械学類全体を対象に、設備費などの徴収が検討されており、それに対して機械学類全体で反対の意思決定を行いたい場合等）

大会は、両キャンパスに存在する各学類が単独あるいは共同で開催することができます。また、学部生は「学科」を「学類」に相当するものとして大会を開けるものとしています。ただし、2015年度（獣医学科生は2017年度以降）には、学部生は大学が定める修学年数を通常は修了しているため、学部生の人数が急激に減少します。そのような状況では、留学・休学などで残留している学部生のみで「学科」に関する特別学生大会を開くには不十分であると考えられるため、2015年度以降（獣医学科生は2017年度以降）、学部生は「学科」に関する特別学生大会を開くことができません。

## Q, 学生が預けた自治会費はどうなるの？

この度の組織改編において、新学生自治会は、現学生自治会の所有する財産を引き継ぎます。そのため、学生から預かった自治会費はそのまま新学生自治会に引き継がれ、様々な活動に使用されていきます。

## Q, 学部生は、自治委員会総会ではどういう扱いになるの？

自治委員会総会において、学部生は「発言権」「議決権」「選挙権」「被選挙権」を有します。しかし、先述の通り2015年度以降（獣医学科生は2017年度以降）は、学部生は大学が定める修学年数を通常は修了しているため、学部生の人数が急激に減少します。そのような状況では、留学・休学などで残留している学部生を「各学科・各学年の意見を反映した学科・学年の代表」とするには不十分であると考えられるため、2015年度以降（獣医学科生は2017年度以降）、学部生は「議決権」「選挙権」「被選挙権」を有しません。

## Q, いつから新規約は施行されるの？

2012年度の4月から現学生自治会は暫定的に新規約に従って活動を行い、その後、2012年度前期自治委員会総会をもって、新学生自治会として活動していきます。しかし、会計監査委員は業務の円滑などを考慮し、2012年度前期自治委員会総会までは現規約に従い現学生自治会の会計を監査してもらいます。そして、2012年度前期自治委員会において新たな会計監査委員の選出を行います。また、2011年度後期自治委員会総会にて選出された選挙管理委員は4月からそのまま業務を行ってもらい、2012年度後期自治委員会総会において新たな選挙管理委員を選出します。

	～ 2012年3月	2012年4月 ～ 2012年度前期自治総	2012年度前期自治総 ～
学生自治会	現規約に従い、 現学生自治会について 各業務を行う。	新規約に従い、 現学生自治会について 各業務を行う。	新規約に従い、 新学生自治会について 各業務を行う。
選挙管理委員		現規約に従い、 現学生自治会の会計を 監査する。	
会計監査委員			

学生自治会は新しい体制で活動していきます。しかし、学生の意見をもとに、学生生活をよりよくするために活動していくことには変わりありません。みなさんの意見があってこそ、学生自治会は活動できます。みなさんからの意見をぜひ学生自治会にお寄せください。